



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉政策課）…………… 1
- 土地改良区の解散（村づくり計画課）…………… 1
- 土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課）…………… 1
- 区営土地改良事業計画変更の認可（村づくり計画課）…………… 2
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 2
- 都市計画事業の認可（道路街路課）…………… 2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（消費・暮らし安全課）…………… 3
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了・9件（南部土木事務所）…………… 4

監査委員事項

- 定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査結果報告に基づく改善措置状況の通知に係る事項の公表…………… 6

告 示

沖縄県告示第340号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。
平成28年 6月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
リラスボ鍼灸治療院（上里慎一郎）	西原町字幸地438番地102号	平成28年 4月14日
いずみかわ整骨院（泉川寛哉）	与那原町字与那原1065番地103	平成28年 5月10日

沖縄県告示第341号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

平成28年 6月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 土地改良区の名称 フカエ土地改良区
- 2 解散認可年月日 平成28年 6月 9日

沖縄県告示第342号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次

のとおり長浜原土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成28年 6月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

氏名	住所
上間良廣	名護市字許田32番地27
嵩原安政	名護市字許田32番地 6
瑞慶山良安	名護市字許田32番地 9
喜納安秀	名護市字許田32番地12
嘉手苺政美	名護市字許田71番地 2
金城哲也	名護市大北五丁目23番 1 1-806

沖縄県告示第343号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、区営土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 6月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 土地改良事業を行う者の名称 久志真土地改良区
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 久志地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設・農用地保全）
- 3 認可年月日 平成28年 6月 8日

沖縄県告示第344号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成28年 6月17日から同年 7月 1日まで久米島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成28年 6月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 発起人の住所及び氏名 久米島町字真我里153番地の 5 渡名喜信次、久米島町字比嘉150番地の 5 宇江城昌明
- 2 加入区 久米島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 久米島漁業協同組合

沖縄県告示第345号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成28年 6月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 うるま市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・具9号安慶名田場線
- 3 事業施行期間 平成28年 6月17日から平成35年 3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 うるま市字田場河門原、河具原及び金座原地内
- (2) 使用の部分 なし

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成28年7月22日まで縦覧に供する。

平成28年6月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成28年5月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アジアチャイルドサポート
- 3 代表者の氏名 池間哲郎
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市字登川1583番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、貧しさの中でも懸命に生きている開発途上国の人達に対して、平和で安らかに暮らして行く事を願い支援を行なう。又、国際協力を通して日本国の青少年の健全育成に貢献する事を目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成28年6月17日から同年10月17日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成28年6月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 届出年月日 平成28年5月26日
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ドラッグストアモリうるま店 うるま市勝連南風原5099番地4ほか
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 代表取締役 森信
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 代表取締役 森信
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成29年1月27日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,405平方メートル
 - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 48台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
 - (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 15台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
 - (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 50平方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
 - (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 6.96立方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)

- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
 - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
 - (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
 - (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 3 意見書の提出方法及び提出期限
- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 6月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 8月12日 沖縄県指令土第955号、平成28年 5月19日 沖縄県指令土第448号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平1026番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平392番地1 稲福喜伸
- 5 検査済証番号 平成28年 6月 6日 第4302号
- 6 工事完了年月日 平成28年 5月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 6月17日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 2月23日 沖縄県指令南土第166号、平成27年 8月10日 沖縄県指令南土第852号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字板良敷470番ほか5筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 与那原町字板良敷436番地 久米宏
- 5 検査済証番号 平成28年 4月14日 N第659号
- 6 工事完了年月日 平成28年 3月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 6月17日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 6月17日 沖縄県指令南土第704号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平811番3及び812番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平436番地スカイマンション金城2-D号 野原政則、八重瀬町字東風平436番地スカイマンション金城2-D号 野原めぐみ
- 5 検査済証番号 平成28年 4月14日 N第660号
- 6 工事完了年月日 平成28年 3月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年6月17日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年1月4日 沖縄県指令南土第1号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根673番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字賀数300番地の2 賀数宿舍2棟206号 平田秀雄
- 5 検査済証番号 平成28年4月15日 N第661号
- 6 工事完了年月日 平成28年4月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年6月17日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年6月11日 沖縄県指令南土第653号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字賀数前原268番14
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市城間四丁目25番8 N T T 浦添住宅301号 大城栄
- 5 検査済証番号 平成28年4月15日 N第662号
- 6 工事完了年月日 平成28年4月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年6月17日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年9月4日 沖縄県指令南土第930号、平成28年4月15日 沖縄県指令南土第533号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字当銘177番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字高安936番地1 コーポレーション新垣202号 大城義信
- 5 検査済証番号 平成28年4月22日 N第663号
- 6 工事完了年月日 平成28年4月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年6月17日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年12月2日 沖縄県指令南土第1279号
 - 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字志多伯379番18
 - 3 公共施設 なし
 - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字志多伯379番地8 新垣清太、八重瀬町字志多伯379番地8 新垣美智子
 - 5 検査済証番号 平成28年4月26日 N第664号
 - 6 工事完了年月日 平成28年4月19日
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 6月17日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年11月15日 沖縄県指令南土第1408号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字小城小城原167番2、167番5、170番1及び170番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字屋宜原78番地2 ファミールマンション3-A 神谷栄治
- 5 検査済証番号 平成28年4月26日 N第665号
- 6 工事完了年月日 平成28年4月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 6月17日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年2月17日 沖縄県指令南土第146号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字神里540番3、542番4及び547番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字新川16番地オアシス21 205 上原徹
- 5 検査済証番号 平成28年4月26日 N第666号
- 6 工事完了年月日 平成28年4月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 6月17日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年2月9日 沖縄県指令南土第122号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根南浜崎原514番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市伊祖三丁目4番12-303号 株式会社H・Cおきなわ
代表取締役 野元若家
- 5 検査済証番号 平成28年5月10日 N第667号
- 6 工事完了年月日 平成28年5月2日

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第7号

定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年 6月17日

沖縄県監査委員	知 念 建 次
沖縄県監査委員	押 鐘 博 子
沖縄県監査委員	仲 田 弘 毅
沖縄県監査委員	渡 久 地 修

第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

<財務・事務に関する事項>

(平成22年度監査結果報告分)

1 長期継続契約等で契約すべきもの

(1) 指摘の内容

翌年度以降にわたり公用車両やパーソナルコンピュータ等の賃貸借を行う場合は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）」に基づき長期継続契約として賃貸借契約を締結するか、債務負担行為により複数年の契約をする必要があるが、覚書等により長期にわたる賃貸借契約となっており、適切な事務処理となっていなかった。

今後は、翌年度以降にわたる契約を締結する場合において、同条例に基づく長期継続契約の締結か、債務負担行為による複数年の契約を締結する必要がある。

なお、長期継続契約に当たっては、契約期間の総額で積算した予定価格により、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）に基づいた入札等の方法で、契約を締結する必要がある。

(知事公室防災危機管理課)

(2) 講じた措置の内容

平成27年度契約から沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例等に基づき、適正に契約を締結している。

(平成25年度監査結果報告分)

1 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

扶養手当の支給に当たって、職員から職員以外の者へ主たる扶養者の変更があったにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で568,724円の過払いとなっていた。

(病院事業局精和病院)

(2) 講じた措置の内容

扶養手当及び期末手当の過払いについて、返納計画に基づき分割で返納を行っている。

2 物品の購入が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

長期継続契約で購入が認められていない携帯電話等の物品を、長期継続契約で購入しているものが次のとおりあった。

・病院事業局（中部病院及び南部医療センター・こども医療センター）

(2) 講じた措置の内容

平成25年度までに契約したものについては、平成28年4月までに支払を完了した。平成26年度以降契約分は沖縄県病院事業局財務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号）に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 道路交通法に基づく安全運転管理体制が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

一定台数以上の自動車の使用者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づき、安全運転管理者を選任し届出しなければならないが、選任及び届出をしていなかった。（農林水産部園芸振興課）

(2) 講じた措置の内容

平成27年5月に安全運転管理者の選任及び届出の手続を行った。

(平成26年度定期監査結果報告分)

【各部局共通】

1 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

支出負担行為に係る事務が適正でないものが次のとおりあった。

ア 請負契約又は購入契約について、支出負担行為がなされていなかったもの

・病院事業局（中部病院）

イ 請負契約又は購入契約について支出負担行為を整理する時期は、契約を締結するときとしているが、契約期間終了後、納品後等に契約締結日に遡って整理していたもの

・企画部（交通政策課及び総合情報政策課）

・農林水産部（北部農林水産振興センター農業水産整備課及び農業研究センター宮古島支所）

・商工労働部（浦添職業能力開発校）

ウ 賃貸借契約、購入契約及び請負契約について支出負担行為を整理する時期は、契約を締結するときとしているが、契約期間中に契約締結日に遡って整理していたもの

・ 病院事業局（中部病院及び八重山病院）

エ 部局においては、100万円以上の委託料又は補助金の支出負担行為をしようとするときは、事前に出納機関に合議しなければならないが、合議していなかったもの

・ 総務部（総務私学課）

・ 子ども生活福祉部（青少年・子ども家庭課及び障害福祉課）

・ 保健医療部（保健医療政策課及び健康長寿課）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則等に基づき契約を締結するときに支出負担行為を整理するとともに、事前の出納機関への合議にも留意し、適正な事務処理に努めている。

2 支払遅延により不経済支出となっていたもの

(1) 指摘の内容

早取期限を過ぎて電気料金を支払ったため、遅取加算額が生じ、不経済な支出となっているものが次のとおりあった。

・ 知事公室（消防学校 2件合計15,132円）

・ 子ども生活福祉部（北部福祉保健所 8,376円）

・ 農林水産部（農業研究センター石垣支所 4,051円）

・ 警察本部（宜野湾警察署 43,101円 八重山警察署 11,204円）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、複数の者による支払期日の確認等、適切な事務処理に努めている。

3 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

予定価格に係る事務が適正でないものが次のとおりあった。

ア 執行予定額が1件100万円以上の場合は、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていなかったもの

・ 保健医療部（看護大学）

・ 農林水産部（栽培漁業センター）

・ 商工労働部（具志川職業能力開発校）

・ 病院事業局（八重山病院）

・ 教育庁（那覇商業高等学校）

イ 予算執行伺いで決裁を受けた執行予定額を超える金額で、予定価格調書を作成していたもの

・ 農林水産部（中部農林土木事務所）

・ 教育庁（沖縄水産高等学校及び八重山商工高等学校）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

4 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火管理体制が適正でないものが次のとおりあった。

ア 非特定用途防火対象物に該当する施設については、防火管理者を選任し、届出をしなければならないが、防火管理者の選任は行っていたが届出をしていなかったもの

・ 子ども生活福祉部（中部福祉保健所）

・ 教育庁（八重山高等学校寄宿舎）

イ 防火対象物に該当する施設については、施設の増築等で防火対象物に変更があった場合は消防計画の変更及び届出をしなければならないが、変更及び届出をしていなかったもの

・ 病院事業局（中部病院）

ウ 非特定用途防火対象物に該当する施設については、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練を実施しなければならないが、実施していなかったもの

・ 子ども生活福祉部（中部福祉保健所）

・ 教育庁（南風原高等学校及び八重山高等学校寄宿舎）

- エ 消防用設備の機器点検及び報告がなされていなかったもの
 - ・警察本部（八重山警察署安全運転学校八重山分校）
- オ 消防設備等点検報告書において、改善を要するものが2年間改善されていなかったもの
 - ・総務部（管財課）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、消防法等に基づき、必要な届出、訓練、点検等を実施した。

【知事公室】

1 予算の執行時期が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

競争入札における年度開始前の予算執行手続については、事前準備手続の範囲が予算執行伺いから入札前の手続までとされているが、航空貨物及び地上貨物運送業務契約において、年度開始前に一般競争入札を実施していた。 (広報交流課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、年度開始後に一般競争入札を実施し、適正な事務処理に努めている。

2 報酬が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

嘱託員の報酬の支給に当たって、実際の出勤日ではなく勤務計画表の出勤日で算定したため、1名について51,600円の過払い、2名について合計51,600円の不足払いとなっていた。 (防災危機管理課)

(2) 講じた改善措置の内容

報酬の過払い及び不足払いについては、返納及び支給の処理をした。

指摘後、報酬の支給に当たっては、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年沖縄県条例第41号）等に基づき適正な事務処理に努めている。

【総務部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。

ア 県税 (円、%)					
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成26年度	104,667,724,425	102,402,410,486	269,161,561	2,143,661,119	97.8
平成25年度	97,620,257,751	94,958,333,886	325,549,059	2,488,568,214	97.3
対前年度比	107.22	107.84	82.7	86.1	—
(税務課、各県税事務所、自動車税事務所、宮古及び八重山事務所県税課)					
事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率		
イ 土地貸付料	72,432,787円	8.9%	4.6%		

(管財課)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 県税収入未済額の78.6%を占める個人県民税と11.2%を占める自動車税について、以下のとおり徴収対策を実施し、収入未済額の縮減に努めている。

個人県民税の徴収対策

- (ア) 県税事務所等の所管区域ごとに運営されている個人県民税徴収対策協議会をとおして市町村との相互において緊密な連携を図る。
- (イ) 県税事務所等の所管市町村について、援助が必要な場合は、県職員を併任発令（平成19年度以降）、実務研修生の受入れ（平成21年度以降）、地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収（平成17年度以降）、共同催告などを実施している。
- (ウ) 沖縄県市町村税徴収対策支援本部及び各市町村と連携し、特別徴収制度の適正実施の促進を図る。
- (エ) その他、市町村職員への滞納処分の実務指導や事例研究会を開催して、知識の蓄積に努めている。

自動車税の徴収対策

- (7) 納期内納付促進のための広報活動を展開している。
- (イ) コンビニ納付（平成19年度以降）、郵便局納付（平成22年度以降）、クレジット納付（平成25年度以降）を実施して納税機会の確保及び納税者の利便性の向上を図っている。
- (ウ) 徹底した財産調査、差押え、タイヤロック、ミラーズロックの実施などあらゆる徴収対策を講じている。

イ 土地貸付料については、引き続き債権回収会社へ委託し、徴収の強化を図るとともに、随時、電話督促及び納入指導を行った。徴収困難な事案については、滞納督促集中期間を設定し、夜間の電話による督促及び納入指導を行った。長期高額滞納者については、呼び出しによる個別面談を行い、督促及び納入指導を行った。

その結果、平成28年3月31日時点で、24,731,700円を回収した。

また、平成27年度においては、39件、3,708,991円について不納欠損処理を行い、収入未済額の整理削減に努めた。

2 調定事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

私立学校幼稚園図書環境整備事業に係る補助金の受入れにおいて、財務会計システムへ入力したものの調定調書を出力せず、決裁がなされていなかった。 (総務私学課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりであった。

ア 通勤手当の支給に当たって、再任用短時間勤務職員について回数券の金額で認定すべきところを定期券の金額を100分の50減額し認定していた。

また、病気休暇後の支給開始月を誤ったため、41,020円の不足払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター及び国民健康保険課)

イ 扶養手当の支給に当たって、扶養親族が満22歳以上となり支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で413,550円の過払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター及び那覇県税事務所)

ウ 住居手当の支給に当たって、人事異動の際に給与システムの支給停止を4月に解除しなかったため、297,000円の不足払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター及び那覇県税事務所)

エ 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で71,550円の過払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター及び中部土木事務所)

オ 単身赴任手当の支給に当たって、配偶者の転居により支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、410,000円の過払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター及び宮古福祉保健所)

カ 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で488,475円の過払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター及び北部福祉保健所)

キ 住居手当の支給に当たって、母から別棟の住宅を借り受けている場合は、住民票や確定申告書等により賃貸借の事実等を確認する必要があるが、確認が十分でないまま同手当を支給したため、1,305,500円の過払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター及び北部福祉保健所)

ク 期末手当の支給に当たって、育児休業期間による除算期間の算定を誤ったため、120,432円の不足払いとなっていた。

(コザ県税事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

通勤手当、住居手当及び期末手当の不足払い並びに扶養手当、単身赴任手当、住居手当及び期末手当の過払いについては、支給及び返納の処理を行った。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）等に基づき適正な事務処理に努めている。

4 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

政策課題海外自主企画研修に係る通訳料について、資金前渡の精算が3か月以上遅れていた。

(人事課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、関係職員へ確実な事前説明を行うなど、沖縄県財務規則に基づき適正な事務処理に努めている。

【企画部】

1 給与に関する事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

職員に還付すべき年末調整後の再調整による所得税還付金13,600円が、還付されないまま資金前渡口座に残っていた。

(企画調整課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、該当する職員に現金還付を行うとともに、資金前渡口座の管理を複数人で行う等チェック体制を強化し、適正な処理に努めている。

【環境部】

1 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 犬捕獲材（執行予定額126,000円）に係る随意契約において、2者以上から見積書を取らなければならないが、特別な事情がないにもかかわらず1者から見積書を取っていた。

(動物愛護管理センター)

イ 消耗品の購入に当たって、一括購入が可能であるにもかかわらず、9日間で同一業者に5回発注（各100,000円以下、合計334,137円）していた。

(動物愛護管理センター)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 指摘後、複数の職員による確認を行い、沖縄県財務規則に基づき適正な事務処理に努めている。

イ 指摘後、可能なものについては一括購入を行うなど経済的な予算執行に努めている。

2 公用車の亡失損傷報告書を提出していなかったもの

(1) 指摘の内容

公用車を損傷したときは、亡失損傷報告書を知事へ提出する必要があるが、提出していなかった。

(環境保全課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、亡失損傷報告書を提出した。今後は、沖縄県財務規則に基づき適切な事務処理に努めている。

【子ども生活福祉部】

1 切手が必要以上に購入されていたもの

(1) 指摘の内容

切手の購入について、年度内に払出予定がないにもかかわらず年度末に373,640円分を購入していたため、不経済な支出となっていた。

(八重山福祉保健所)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、郵便切手を必要以上に保有することのないよう、計画的な購入に努めている。

2 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりであった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 生活保護費返還金	99,386,674円	50.4%	1.1%
(福祉政策課及び各福祉保健所)			
イ 母子父子寡婦福祉資金			
貸付金元利収入	172,257,374円	54.2%	△15.8%
違約金及び延納利息	2,056,396円	56.6%	△15.9%

				(青少年・子ども家庭課及び各福祉保健所)
ウ	児童扶養手当返還金	45,722,878円	93.8%	3.5%
				(青少年・子ども家庭課)
エ	特別障害者手当返還金	1,825,240円	89.0%	10.6%
				(障害福祉課)
オ	心身障害者扶養 共済事業費負担金	19,010,570円	77.9%	1.1%
				(障害福祉課)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 生活保護費返還金については、本庁及び各福祉保健所との意見交換・情報共有を行い、関係職員による連携を図りながら、生活保護費返還金等債権管理マニュアルに基づいた適切な債権管理の推進及び返還金の縮減に努めた結果、平成28年3月31日時点において、71,083,377円を回収した。

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入等については、沖縄県母子寡婦福祉資金償還推進マニュアルに基づく適切な債権管理に努め、また、償還率の改善を推進するため、口座引落による償還の促進や債権回収会社への委託、償還促進対策会議などによる各福祉保健所間の情報共有・連帯強化等の取組を行った結果、平成28年3月31日時点において、122,648,032円を回収した。

ウ 児童扶養手当返還金については、手当受給者への届出義務についての周知や住民基本台帳による住所異動の確認等により債権発生の未然防止に努めている。また、滞納者に対しては、児童扶養手当返還金債権管理マニュアルに基づき、督促状の発出や電話による催告を行った結果、平成28年3月31日時点において、9,150,310円を回収した。

エ 特別障害者手当返還金については、手当受給者に対し必要な届出について周知・指導を行うなど債権発生 of 未然防止に努めている。また、滞納者に対しては、督促状の送付や電話督促を行うなど未収金縮減に努めた結果、平成28年3月31日時点において、311,300円を回収した。

オ 心身障害者扶養共済事業費負担金については、滞納者へ督促状発送、電話及び戸別訪問を行い、滞納金の解消に努めた結果、平成28年3月31日時点において、5,650,940円を回収した。

3 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

児童福祉施設負担金の収納に当たって、納入者を訪問のうえ現金で収納したが、領収書を交付せず預かり証を交付していた。(南部福祉保健所)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則に基づき、領収書を交付する。

4 給与が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

期末手当の支給に当たって、有給休暇期間を誤って在職期間から除算したため、94,761円の不足払いとなっていた。(障害福祉課)

(2) 講じた改善措置の内容

期末手当の不足払いについては、支給の処理を行った。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

5 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

切手の購入(3件)について、資金前渡の精算がなされていなかった。(子育て支援課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、資金前渡精算に係る帳簿を整備し、複数で定期的に精算処理の確認を行うなど、適切な事務処理に努めている。

6 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 日常・社会生活及び就労自立総合支援事業委託契約における実績報告書について、旅費等に二重に消費税を加算して算定していたものを実績として受理し、支出が過大となっていた。

(八重山福祉保健所)

イ 物品の購入については長期継続契約が認められていないが、児童給食用賄い材料食品等の売買単価契約について、長期継続契約で契約していた。(コザ児童相談所)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 指摘後、事業者から過払い分について返納を受けた。

イ 本契約は、平成28年3月31日までの契約となっているため、平成28年度以降の契約については沖縄県財務規則等に基づく適切な契約事務を行っている。

7 許可事務が適切でなかったもの

(1) 指摘の内容

食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく食品営業許可手続において、有効期限が切れたあとに有効期限内に遡り許可を与えたこととしていた。(南部福祉保健所)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、班内会議を行い、書類審査で問題がなければすみやかに起案・決裁を行うことについて確認し、再発防止に努めている。

8 その他事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

自家用車を使用しての出張について、40件の旅行命令簿が作成されていなかった。

(八重山福祉保健所)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、自家用車を使用しての出張について、旅行命令簿を作成している。

【保健医療部】

1 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

証紙により使用料等を納付させる場合は、申請書や願書を受理したときに消印を押さなければならないが、准看護師試験手数料等について消印が押されていないものがあった。(保健医療政策課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県証紙条例施行規則(昭和48年沖縄県規則第13号)に基づき、申請書類を受理したときに消印を押し、適正な事務処理に努めている。

2 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

切手の購入(1件)について、資金前渡の精算がなされていなかった。(保健医療政策課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 医療安全相談センター相談員用パソコン賃貸借契約において、予算執行伺いの決裁を受ける前に見積書を徴取し契約業者を決定していた。(保健医療政策課)

イ 実験用動物管理等業務委託及びサーマルサイクラー一式購入に係る入札において、委任された者の記名押印がない入札書の確認が適正に行われていなかった。(衛生環境研究所)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則に基づき、適正な事務処理に努めている。

4 物品処分伺いをしていなかったもの

(1) 指摘の内容

パーソナルコンピューター一式等4件(合計492,823円)の処分に当たって、物品処分伺いをしなければならないが、伺いをしていなかった。(衛生環境研究所)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、物品処分伺いの手続を徹底し、再発防止に努めている。

5 切手の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

切手受払簿において、過年度からの繰越数量と翌年度の受入数量の記録が異なっているものがあつた。また、受入れが記録されていないものがあつた。(健康長寿課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、過年度からの繰越数量と翌年度の受入数量の不一致について、使用者及び使用枚数を確認した。また、購入時及び使用時に受払簿記載の徹底に努めている。

【農林水産部】

1 予算の執行時期が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

競争入札における年度開始前の予算執行手続については、事前準備手続の範囲が予算執行伺いから入札前の手続までとされているが、車両燃料等売買契約において、年度開始前に指名競争入札を実施していた。
(八重山農林水産振興センター農林水産整備課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、関係通知の確認を徹底し、チェックリストを用いる等、適正な事務処理に努めている。

2 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率	
ア 農業改良資金				
貸付金元利収入	445,420,780円	89.3%	△4.6%	
違約金及び延納利息	78,831,242円	94.1%	△4.9%	(農政経済課)
イ 林業改善資金				
貸付金元利収入	41,546,666円	83.0%	△4.5%	
違約金及び延納利息	238,528円	100.0%	0.0%	(森林管理課)
ウ 沿岸漁業改善資金				
貸付金元利収入	50,221,269円	70.5%	△3.1%	
違約金及び延納利息	976,782円	30.1%	△17.2%	(水産課)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 農業改良資金元利収入等については、滞納者に対して面接を行い、分割償還を促すとともに、債権回収会社を活用するなど回収に努めた結果、平成28年3月31日時点で36,611,773円、違約金については、14,860円を回収した。

イ 林業改善資金貸付元利収入については、滞納者に対して分割償還を促すとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成28年3月31日時点で1,910,000円を回収した。

ウ 沿岸漁業改善資金貸付元利収入等については、滞納者に対して分割償還等の指導や督促を行うとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化を努めた結果、平成28年3月31日時点で、貸付金元利収入2,627,000円、違約金130,000円を回収した。

3 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 出納機関が収納した現金は、指定金融機関等に速やかに払い込まなければならないが、平成26年7月7日に収納した167,900円について同月29日に、同月18日に収納した83,700円について同月30日に払い込んでいた。
(農業研究センター宮古島支所)

イ 資金前渡職員として指定された場合を除き、出納員名義以外の公金保管用預金口座を開設してはならないが、サトウキビ代金専用口座が開設されていた。

また、出納機関が収納した現金は、指定金融機関等へ速やかに払い込まなければならないが、当口座に平成26年4月7日に71,367円、同月28日に122,759円の入金があったが、同年7月1日に払い込んでいた。
(農業研究センター石垣支所)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 指摘後、沖縄県財務規則に基づき、速やかに指定金融機関へ納入している。

イ 指摘後、サトウキビ代金専用口座を解約し、納入通知書により処理している。

4 給与が過不足払いとなっていたもの**(1) 指摘の内容**

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 扶養手当の支給に当たって、配偶者がいないにもかかわらず配偶者がいる場合の額で認定し同手当を支給したため、扶養手当、期末手当及び特勤勤務手当の合計で、101,408円の不足払いとなっていた。

(北部農林水産振興センター家畜保健衛生課)

イ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、92,527円の過払いとなっていた。

(北部農林水産振興センター農業水産整備課)

ウ 通勤手当の支給に当たって、高速自動車国道等に係る通勤手当の額の算定を誤ったため、41,085円の過払いとなっていた。

(家畜改良センター)

(2) 講じた改善措置の内容

扶養手当、期末手当及び特勤勤務手当の不足払い並びに勤勉手当及び通勤手当の過払いについては、支給又は返納の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

5 旅費が過払いとなっていたもの**(1) 指摘の内容**

旅行雑費について、長期研修による減額調整の算定を誤ったため、89,640円の過払いとなっていた。

(家畜改良センター)

(2) 講じた改善措置の内容

旅費の過払いについては、返納の処理をした。

指摘後、旅費の支給に当たっては、沖縄県職員の旅費に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

6 その他支出事務が適正でなかったもの**(1) 指摘の内容**

土地家屋調査士への委託料の支払いに当たって、所得税を源泉徴収せずに支払っていた。

(家畜衛生試験場)

(2) 講じた改善措置の内容

納入通知書で所得税分を県に納入してもらい、所得税法（昭和40年法律第33号）等に基づいた会計処理を行った。

7 契約事務が適正でなかったもの**(1) 指摘の内容**

ア 機械警備委託業務において、消費税改定に伴う契約金額の変更契約を締結せずに、消費税改定後の委託料を支払っていた。

(北部農林水産振興センター家畜保健衛生課)

イ 長期継続契約においては、契約書の作成を省略することはできないが、長期継続契約による真喜屋ダム緊急気象情報委託業務において、契約書を省略し請書を提出させていた。

(北部農林水産振興センター農業水産整備課)

ウ サーバー賃貸借契約（執行予定額648,000円）に係る随意契約において、2者以上から見積書を取らなければならないが、特別な事情がないにもかかわらず1者から見積書を取っていた。

また、予算執行伺い時の参考見積書をもって契約を締結していた。

(中部農林土木事務所)

エ 名城海岸防災林造成工事に係る契約保証金の払出しにおいて、完了検査を実施する前に契約保証金還付請求書のみで、払い出しされていた。

(南部林業事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

8 財産の管理が適正でなかったもの**(1) 指摘の内容**

取得後27年が経過した顕微鏡（5,900,000円）について、使用がなされておらず、今後も使用する見込みはないにもかかわらず、必要な手続がなされていなかった。

(中央家畜保健衛生所)

- (2) 講じた改善措置の内容
 沖縄県財務規則に基づき、処分に係る手続を行った。

9 公用車の利活用が図られていなかったもの

- (1) 指摘の内容
 公用車の年間稼働日数（9日）が少なく、利活用が図られていないものが1台あった。
 （北部農林水産振興センター農業水産整備課）
- (2) 講じた改善措置の内容
 車両は登録から17年経過しており、修繕費が高額になることと、所管換えをうける機関もないことから廃車の手続を行った。今後は車両の管理・運用を適正に行う。

【商工労働部】

1 予算の執行時期が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容
 競争入札における年度開始前の予算執行手続については、事前準備手続の範囲が予算執行伺いから入札前の手続までとされているが、消防設備保守点検業務委託契約において、年度開始前に指名競争入札を実施していた。
 （工業技術センター）
- (2) 講じた改善措置の内容
 指摘後、沖縄県財務規則及び関係通知の周知徹底を図り、適正な事務処理に努めている。

2 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容
 収入未済額が多額に上っているものが次のとおりあった。
- | 事 項 | 収入未済額 | 調定額に対する
収入未済額の割合 | 収入未済額の
対前年度増加率 | |
|-----------------------------------|----------------|---------------------|-------------------|-----------|
| ア 小規模企業者等設備導入資金 | | | | |
| 貸付金元利収入 | 3,872,971,542円 | 51.7% | △45.8% | |
| 違約金及び延納利息 | 50,715,275円 | 100.0% | 0.0% | (中小企業支援課) |
| イ 賃貸工場施設使用料 | 33,382,180円 | 12.0% | △28.3% | (企業立地推進課) |
| ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区
使用料相当損害金等 | 37,771,636円 | 100.0% | 0.0% | (企業立地推進課) |

- (2) 講じた改善措置の内容
- ア 小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入については、債権管理マニュアルに基づき、貸付先の実態に対応した債権管理を行うとともに、一部の債権について債権回収会社へ委託し回収の強化を図っており、平成27年度の回収金額は、平成28年3月31日時点で397,817,732円となっている。
 今後は、平成27年度に策定された「沖縄県における今後の債権管理に関する方針」に従い、債権回収に努めるとともに、適切に債権管理を行っていく。
- イ 賃貸工場施設使用料については、沖縄県特別自由貿易地域内工場施設使用料等の滞納事務処理要領に基づき債務者及び連帯保証人に対し、文書、電話、訪問等により納付指導を行い、平成27年は、平成28年3月31日時点で150,000円回収するとともに、債務者の破産、免責があった1,373,180円については、不納欠損処理を行った。
 今後は、平成27年度に策定された「沖縄県における今後の債権管理に関する方針」に従い、債権回収に努めるとともに、適切に債権管理を行っていく。
- ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区使用料相当損害金等については、滞納整理事務処理要領に基づき、債務者に対し電話及び訪問を行った。
 今後は、平成27年度に策定された「沖縄県における今後の債権管理に関する方針」に従い、債権回収に努めるとともに、適切に債権管理を行っていく。

3 給与に関する事務が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容
 職員に還付すべき年末調整後の再調整による所得税還付金19,000円が、還付されないまま資金前渡

口座に残っていた。

(産業政策課)

(2) 講じた改善措置の内容

当該還付金は還付後、扶養控除の是正をし、再び所得税として納付すべきものであることが確認できたことから、本人へ還付せずに税務署へ納付した。今後は、資金前渡口座の定期的な確認及び管理を徹底する。

4 契約方法について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

試験機器点検調整・校正作業委託（執行予定額652,320円）及びオートグラフ点検・校正業務委託（執行予定額432,000円）について、一括して入札に付すことが可能であるにもかかわらず、同一業者と別々に随意契約を締結していた。

(工業技術センター)

(2) 講じた改善措置の内容

平成27年度は、一括して一般競争入札により入札を実施した。

5 許可事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

駐車場を民間企業に使用させていたが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていなかった。

(工業技術センター)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）等に基づく手続を行い、使用料を納めさせた。

【文化観光スポーツ部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
県立芸大授業料	2,143,200円	0.8%	700.0%

(芸術大学)

(2) 講じた改善措置の内容

県立芸大授業料については、学生及び保証人に対する、文書、電話、呼出しによる納付指導により、1,875,300円を回収した。また、残りの267,900円については、授業料未納に伴う除籍処分により、「沖縄県立芸術大学の授業料及び入学料の免除又は減額に関する審査基準」に基づき全額免除とした。

2 賃金が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

賃金の支給に当たって、出勤日数を誤って算定したため、28,392円の過払い、5,479円の不足払いとなっていた。

(文化振興課)

(2) 講じた改善措置の内容

賃金の過払い及び不足払いについては、返納及び支給の処理を行った。

指摘後、賃金の支給に当たっては、非常勤職員の給与に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第28号）等に基づき適正な事務処理に努めている。

【土木建築部】

1 収入印紙が必要以上に購入されていたもの

(1) 指摘の内容

収入印紙の購入について、前年度から1,665,800円相当額が繰り越され、当該年度の払出高は80,200円分であるにもかかわらず、600,000円分を購入したため、不経済な支出となっていた。

(中部土木事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、適正な在庫管理に努めている。

2 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っており、前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率	
ア 県営住宅使用料	708,945,282円	12.5%	1.1%	(住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	36,025,965円	10.8%	15.5%	(住宅課)
ウ 中城湾港施設使用料	2,387,208円	2.5%	114.6%	(中部土木事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 県営住宅使用料については、滞納者への督促、催告及び納付誓約の遵守などの取組を強化するとともに、納付困難な世帯に対しては、家賃減免制度や生活困窮者自立支援等福祉施策制度の周知を図り、世帯状況に応じた納付指導等の実施により、新たな未収金の発生防止に努めている。

また、過年度分の回収困難な債権については、債権回収会社への業務委託を引き続き行っている。

イ 県営住宅駐車場使用料については、車両変更等諸手続の際の滞納者への納付指示の徹底、指定管理者を通じた督促の強化、長期滞納者に対する事情聴取の実施等により、入居者全体の適正な納付意識の向上に努めている。

また、過年度分の回収困難な債権については、債権回収会社への業務委託を引き続き行っている。

ウ 平成26年度に発生した未収金1,275,048円について、債務者の有する債権の差押え等を行った結果、1,275,048円を回収した。

3 請求事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

港湾施設使用料(195,802円)について、納入期限までに納付がないにもかかわらず、督促状の発出、文書、電話等による催告が行われず、1年以上未納となっていた。(南部土木事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

未納となっていた使用料について、督促状の発出により全額納入された。

指摘後、沖縄県財務規則に基づき、適正な事務処理に努めている。

4 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 通勤手当の支給に当たって、産前休暇を取得する職員について回数券の金額で支給すべきところを定期券の金額で支給したため、37,406円の過払いとなっていた。(道路街路課)

イ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、基準日に採用された臨時的任用職員に対し支給がなされていなかったため、期末手当及び勤勉手当の合計で74,233円の不足払いとなっていた。

(下水道管理事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

通勤手当の過払いについては返納、期末手当及び勤勉手当の不足払いについては支給の処理を行った。

指摘後の手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

5 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 消耗品の購入に当たって、一括購入が可能であるにもかかわらず、29日間で同一業者に9回発注(各100,000円以下、合計583,699円)していた。(南部土木事務所)

イ さしばの里フェンス設置工事(執行予定額2,376,000円)に係る随意契約において、2者以上見積書を取らなければならないが、特別な事情がないにもかかわらず1者から見積書を取っていた。

(下地島空港管理事務所)

ウ 作業服等購入（執行予定額135,150円）に係る随意契約において、2者以上見積書を取らなければならないが、特別な事情がないにもかかわらず1者から見積書を取っていた。

（下水道建設事務所）

(2) 講じた改善措置の内容

ア 指摘後、可能なものについては一括購入を行うなど経済的な予算執行に努めている。

イ及びウ 指摘後、特別な事情がない場合は2者以上から見積書を取るなど、沖縄県財務規則に基づき適正な処理に努めている。

6 物品処分伺いをしていなかったもの

(1) 指摘の内容

長机等193件（合計12,466,514円）の処分に当たって、物品処分伺いをしなければならないが、伺いをしていなかった。

（宮古土木事務所）

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、物品を処分しようとするときは、沖縄県財務規則に基づき物品処分伺いをし、適正な事務処理に努めている。

7 切手の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

2件160円分の切手が誤って払い出され、職員の私用に使われていた。

（住宅課）

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、本人に切手同額分を返納させた。また、切手及び受払簿は、施錠可能な場所に厳重に保管し、使用の際に使用目的等を確認するなど管理を徹底している。

8 公用車の利活用が図られていなかったもの

(1) 指摘の内容

公用車の年間稼働日数（49日）が少なく、利活用が図られていないものが1台あった。

（南部土木事務所）

(2) 講じた改善措置の内容

当該公用車については老朽化により、平成27年度で廃車とした。

【病院事業局】

1 医業未収金の徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

平成26年度末における医業未収金（個人負担分）は1,929,227,862円となっており、前年度末より37,278,833円（2.0%）増加し多額となっていた。

（県立病院課及び各県立病院）

(2) 講じた改善措置の内容

未収金の発生防止対策として、窓口での保険証確認、未払者への延納願いの記入徹底、時間外救急受診時の説明等の強化を行っている。また、北部病院と中部病院において入院支援室を新たに設置し、入院患者に対する相談援助に取り組むなど、未収金の発生防止に努めている。

未収金の回収対策として、訪問督促の回数見直し、コンビニ収納の導入による支払方法の多様化などに取り組んでいる。また、悪質な滞納者に対して法的措置（給与の差押え）を実施している。

2 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 通勤手当の支給に当たって、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路及び方法で認定すべきであるが、通勤経路を誤って認定していた。

また、定期券の金額により認定すべきところ回数券の金額で認定したため、55,888円の過払いとなっていた。

（県立病院課）

イ 通勤手当の支給に当たって、通勤距離が30キロメートル未満のところを30キロメートルで認定し支給したため、36,000円の過払いとなっていた。

（県立病院課）

ウ 通勤手当の支給に当たって、消費税率の変更に伴う認定額の変更がなされていない。また、支給月を誤ったため、46,710円の不足払いとなっていた。

（県立病院課）

エ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもか

かわらず、同手当を支給したため101,649円の過払いとなっていた。(北部病院)

オ 期末手当の支給に当たって、在職期間の区分を誤ったため121,874円の不足払いとなっていた。(中部病院)

カ 扶養手当の支給に当たって、別居している父母の扶養親族の認定は、職員の送金額が、父母の世帯の全収入の3分の1以上の額でなければならないが、同居している祖母の収入の確認が十分でないまま同手当を支給したため、扶養手当及び期末手当の合計で1,276,591円の過払いとなっていた。(中部病院)

キ 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇期間が週休日等を除き30日を超える場合は在職期間から除算して算定するが、除算日数を誤って同手当を支給したため、52,630円の過払いとなっていた。(南部医療センター・こども医療センター)

ク 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇期間が週休日等を除き30日を超える場合は在職期間から除算して算定すべきであるが除算されていなかったため、94,387円の過払いとなっていた。

(宮古病院)

ケ 勤勉手当の支給に当たって、休職による除算期間の算定を誤ったため、46,792円の過払いとなっていた。(宮古病院)

コ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休暇を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、職員Aについて162,888円、職員Bについて84,402円及び職員Cについて55,076円の過払いとなっていた。

(八重山病院)

サ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休暇を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、40,633円の過払いとなっていた。(精和病院)

(2) 講じた改善措置の内容

アからオまで及びキからサまでの通勤手当及び期末手当の不足払い並びに通勤手当及び勤勉手当の過払いについては、支給及び返納の処理をした。

また、カの扶養手当及び期末手当の過払いについては、返納計画に基づき分割で返納を行っている。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）等に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 検査調書を作成していなかったもの

(1) 指摘の内容

契約代金が100万円以上の備品の購入について、検査員は検査調書を作成しなければならないが、作成していなかった。(中部病院)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県病院事業局財務規程に基づき、適正な事務処理に努めている。

4 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

切手の購入（1件）について、資金前渡の精算が6か月遅れていた。(北部病院)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づき、適正な事務処理に努めている。

5 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 臨床研修医住宅賃貸借契約において、年度途中で1室追加しているが、追加に伴う変更契約を締結していなかった。(北部病院)

イ ファイルメーカーソフト購入（執行予定額381,519円）に係る随意契約において、2者以上から見積書を取らなければならないが、特別な事情がないにもかかわらず1者から見積書を取っていた。

また、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もなされていなかった。

(八重山病院)

ウ 中央監視装置更新工事において、工期を延長しているが、変更契約を締結していなかった。

(精和病院)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県病院事業局財務規程に基づき、適正な契約事務に努めている。

6 契約方法について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

ア 消防用設備保守点検業務（執行予定額3,050,250円）において、入札に付すべきであるにもかかわらず、随意契約により契約が締結されていた。（中部病院）

イ ファンコイルハウジング修繕取替（23件、合計3,226,392円）について、一括して入札に付すことが可能であるにもかかわらず、同一業者と別々に随意契約していた。（中部病院）

(2) 講じた改善措置の内容

ア 指摘後、沖縄県病院事業局財務規程に基づき、適正な事務処理に努めている。

イ 指摘後、可能なものについては一括して入札を行うなど経済的な予算執行に努めている。

7 切手の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 切手について、受入れ及び払出しを全て切手受払簿に記録する必要があるが、記録がなされていないものがあった。（北部病院）

イ 西表西部診療所においては、八重山病院から切手の送付を受け使用しているが、切手受払簿が作成されていなかった。（八重山病院）

(2) 講じた改善措置の内容

ア 指摘後、切手の在庫を適切に管理し、沖縄県病院事業局財務規程に基づき、適正な事務処理に努めている。

イ 指摘後、切手受払簿を作成し、沖縄県病院事業局財務規程に基づき、適正な事務処理に努めている。

8 証紙の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

証紙について、受払簿が作成されていなかった。（南部医療センター・こども医療センター）

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、受払簿を作成し、沖縄県病院事業局財務規程に基づき、適正な事務処理に努めている。

【教育庁】**1 予算の執行時期が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

プロポーザル方式における年度開始前の予算執行手続については、事前準備手続の範囲が予算執行伺いから企画審査までとされているが、就職活動キックオフ事業業務委託に係る随意契約（プロポーザル方式）において、年度開始前に審査結果を通知していた。（県立学校教育課）

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、職員に対し関係通知の理解を図り、沖縄県財務規則等に基づき適正な事務処理に努めている。

2 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 時間外勤務手当の支給に当たって、支給額の算定方法に誤りがあり、また、支給対象とならない出張中の移動期間についても同手当を支給したため、60,457円の過払いとなっていた。（文化財課）

イ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休暇を取得したことにより基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、職員Aについて104,684円、職員Bについて65,534円の過払いとなっていた。（那覇教育事務所）

ウ 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇期間が週休日等を除き30日を超える場合は在職期間から除算して算定すべきであるが除算されていなかったため、70,883円の過払いとなっていた。（島尻教育事務所）

エ 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇期間が週休日等を除き30日未満であるにもかかわらず在職期間から除算して算定したため、36,748円の不足払いとなっていた。(浦添高等学校)

オ 扶養手当の支給に当たって、別居している母の月単位の給与所得額が、年所得限度額の12分の1程度以上あり支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当、期末手当、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当の合計で535,133円の過払いとなっていた。(八重山高等学校)

カ 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当、期末手当の合計で556,400円の過払いとなっていた。(泊高等学校)

キ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、採用前に臨時的任用職員として勤務していた期間の一部を在職期間に含めていなかったため、93,432円の不足払いとなっていた。(沖縄盲学校)

ク 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、62,115円の過払いとなっていた。(美咲特別支援学校)

(2) 講じた改善措置の内容

時間外勤務手当、勤勉手当、扶養手当、期末手当、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当の過払い並びに期末手当及び勤勉手当の不足払いについては、返納及び支給の処理を行った。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

3 報償費の支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

非常勤講師の報償費の支出に当たって、非常勤講師Aに対する支給額77,000円を非常勤講師B、非常勤講師Bに対する支給額66,000円を非常勤講師Aに支給対象者を誤って支給していた。

(美里工業高等学校)

(2) 講じた改善措置の内容

報償費の過払い及び不足払いについては、返納及び支給の処理を行った。

指摘後、複数の職員で支給対象者の確認を徹底し、適正に支給している。

4 支出の年度区分が誤っていたもの

(1) 指摘の内容

電話料金の支出に当たって、支出の原因である事実の存した期間の属する会計年度で支出すべきであるが、翌年度の予算で支出していた。(八重山農林高等学校)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、複数職員による確認を徹底し、沖縄県財務規則に基づき適正な事務処理を行っている。

5 検査調書を作成していなかったもの

(1) 指摘の内容

シロアリ防除業務委託契約において、契約代金を定期的に支払うことがあらかじめ定められ1回当たりの支払金額が100万円以上であれば、検査員は検査調書を作成しなければならないが、作成していなかった。(八重山農林高等学校)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則に基づき検査調書を作成し、複数の職員で確認を徹底するなど適正な事務処理に努めている。

6 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

切手の購入(3件)について、資金前渡の精算がなされていなかった。(施設課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則に基づき資金前渡精算を行い、適正な事務処理に努めている。

7 その他支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

予算を執行しようとするときは、その理由、金額等必要な事項を記載した書類を作成し予算執行伺いをしなければならないが、校舎保安警備委託の予算執行伺いにおいて、金額が設定されていなかった。(開邦高等学校)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則に基づき適正な事務処理を行っている。

8 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 専門家活用体制整備委託契約において、事業実施箇所の変更がなされているが、契約書に基づく変更の申出及び承認がなされていない。 (県立学校教育課)

イ 契約金額が100万円以上の契約については、契約書を作成しなければならないが、センサースイッチ一式購入(1,089,504円)について、請書が提出されていた。 (向陽高等学校)

ウ キーボードアンプ等備品購入(250,776円)について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もなされていない。 (名護特別支援学校)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 指摘後、業務委託契約に基づき事業の進捗管理を適正に行っている。

イ 指摘後、沖縄県財務規則に基づき契約書を作成し、適正な事務処理に努めている。

ウ 指摘後、沖縄県財務規則に基づき、適正な事務処理に努めている。

<工事等に関する事項>

(平成26年度定期監査結果報告分)

1 特記仕様書について

(1) 指摘の内容

特記仕様書は、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書であり重要なものである。

この特記仕様書については、各部局とも標準的なひな型に合わせて作成しているが、対象工事に不必要な内容まで記載されていたり、対象工事に必要な施工条件を明示すべきところが明示されていなかったりといったことが見受けられる。

特記事項の適否を常に点検し、当該工事に適合した特記仕様書となるよう徹底していただきたい。

(土木建築部 農林水産部 企業局 共通事項)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、特記仕様書の明示のあり方等について職員へ周知を図り、当該工事に適合した特記仕様書となるよう適切な処理に努めている。

2 工事の安全管理に改善を必要とするもの

(1) 指摘の内容

防波堤工事において、防波堤基礎掘削は発破により行われている。発破作業を行うには労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の規定に基づき発破技士等の資格が必要である。

しかし、水中での発破作業においては、発破技士の指揮の下、発破技士等の資格を有しない潜水士によって火薬装てん作業が行われていた。

今後、水中での発破作業は発破技士等の資格を有した潜水士により行うよう改めていただきたい。

(南部農林土木事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、施工計画書に発破技士等の資格を有した潜水士が当該作業に従事することを明記するとともに、資格証の写しの添付を義務化し法令遵守の徹底を図っている。

3 調査・設計について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

橋梁耐震補強工事において、既設部に鉛塗装が実施されており、既設塗装記録表に明示されていた事項を参考としなかったため、鉛中毒予防規則(昭和47年労働省令第37号)に基づく作業時の安全対策及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく特別管理産業廃棄物の処分が必要になり、工期の延期が生じていた。

事前の調査不足による工期変更が生じないように十分留意していただきたい。 (北部土木事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、関係法令に基づく事項の事前調査不足が無いよう、既存資料等の確認に留意し再発防止に努めている。

第2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(平成26年度財政的援助団体等監査結果報告分)

1 会計事務等に関するもの

(1) 指摘の内容

ア 会計事務等の改善を要するもの

公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議では、時間外勤務手当の支給に当たって、勤務1時間当たりの給与額の算出を誤ったため、3名について合計69,768円の不足払いとなっていた。

(警察本部所管)

イ 徴収に努力を要するもの

沖縄県住宅供給公社では、賃貸住宅家賃等の事業未収金が、123,380,704円と多額になっていた。

(土木建築部所管)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 財団法人暴力団追放県民会議に対し、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正に処理するよう指導した。同団体では、不足額について平成27年10月に支給処理を行った。

イ 沖縄県住宅供給公社に対し、未収金縮減に向けた対応及び体制強化を図るよう指導した。同団体では、組織規定及び住宅家賃・割賦金等債権管理マニュアルの改正を行い、未収金縮減に向けた組織体制の強化を図るとともに、未収金のうち回収困難な債権については、欠損金として処理することとしている。

2 雇用に係る事務に関するもの

(1) 指摘の内容

一般財団法人沖縄県水産公社では、雇用期間に定めのある職員の雇用に際し、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく労働条件通知書の交付が行われていなかった。

(農林水産部所管)

(2) 講じた改善措置の内容

一般財団法人沖縄県水産公社に対し、関係規程の改正等適切に対応するよう指導した。同団体では、理事会の承認を経て関係規程の改正を行った。

3 公の施設の管理に関するもの

(1) 指摘の内容

ア バイオ・サイト・キャピタル株式会社では、沖縄ライフサイエンス研究センターの指定管理運営において、平成26年4月及び12月から52機種の共用研究機器の貸し出しを行っているが、平均稼働率は3.0%と低い状況にあった。

(企画部所管)

イ 文化の杜共同企業体では、沖縄県立博物館・美術館の指定管理運営において、観覧料の減免を行う場合、減免規程を作成し、県の承認を得なければならないが、承認を得ずに減免していた。

(文化観光スポーツ部所管)

ウ 文化の杜共同企業体では、沖縄県立博物館・美術館の指定管理運営において、講堂の利用料金を1時間当たり、入場料を徴収しない場合3,680円（平成26年7月まで3,500円）、入場料を徴収する場合11,010円（同10,490円）と定めているが、午後6時から午後9時までについて、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）で定める範囲を超えて利用料金を設定し、徴収していた。

(文化観光スポーツ部所管)

エ 平和祈念公園の指定管理運営において、不可抗力の発生に起因する増加費用は基本協定書第38条に基づき県が負担するものとなっているが、台風被害による増加費用の一部を公益財団法人沖縄県平和祈念財団に負担させていた。

(土木建築部所管)

オ 公益社団法人うるま市シルバー人材センターでは、沖縄県立石川青少年の家の指定管理運営において、基本協定書第20条に基づき、消防法に規定された年2回以上の消防訓練を1回しか実施していなかった。

(教育委員会所管)

(2) 講じた改善措置の内容

ア バイオ・サイト・キャピタル株式会社に対し、機器の利用向上に努めるよう指導した。同団体では、施設・機器利用に係る説明会の開催など、大学や周辺企業等外部利用を図る取組を実施した。

イ 文化の杜共同企業体に対し、減免規程を作成するよう指導した。同団体では減免規定を作成し、平成27年11月に県の承認を得た。

ウ 文化の杜共同企業体に対し、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例に基づいた適正な対応を行うよう勧告した。同団体では、利用料金の設定を見直し、過徴収となった利用料金に

については、返金対象者へ通知を行い、順次返金を行っている。

エ 平成27年度の台風等不可抗力被害に係る復旧費用については、基本協定書に基づき、全て県が負担している。

オ 公益社団法人うるま市シルバー人材センターに対し、基本協定に基づき年2回の消防訓練を行うよう指導した。同団体では、年2回の消防訓練を行った。

第3 行政監査の結果に基づき講じた措置

(平成26年度行政監査結果報告分)

重要備品の遊休化

(1) 指摘の内容

利用記録簿がなく、全く利用されていない機関は5機関で件数が10件あり、その理由、機関及び件数は次のとおりである。

新機種を導入、老朽化、事業終了により利用されなくなったものは、再利用や処分について検討を行い、適切な管理に努めていただきたい。

- ・健康診断業務が終了したため利用されていない機関

子ども生活福祉部 中部福祉保健所（旧福祉保健部 中部福祉保健所） 1件

- ・土壌作物体総合分析計が老朽化したため利用されていない機関

農林水産部 宮古農林水産振興センター農業改良普及課 1件

(2) 講じた改善措置の内容

耐用年数を超え、再利用も図られないことから、廃棄処分を行った。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14</p>
--	--